

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった定款変更について、令和4年8月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久